

「経営者保証に関するガイドライン」への取組みについて

多摩信用金庫

当金庫は、従前よりご融資の際にご提供いただく個人保証について、ご契約時に保証に関するご意思を慎重に確認させていただき、経営に関与しない第三者の方の保証を求めない、または経営者保証を免除するご融資などの対応に努めてまいりました。

このたび、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し出られた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」とは

中小企業・小規模事業者等の経営者の皆さまが、金融機関に差入れている個人保証について、保証契約を締結する際や、金融機関等の債権者が保証履行を求める際における、中小企業、保証人、債権者の自主的なルールを定めたものです。

Q 経営者保証をしないで融資を受けられますか？

お客さまの対応

お客さまが経営者保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下の経営状況が将来に亘り維持されることが必要です。

- ① 法人・個人の一体性が解消されている。
 - ・ 本社・工場等の事業用資産が法人所有となっている。また、法人から経営者への貸付等による資金の流出防止が図られている等。
 - ・ 取締役会の適切な牽制機能の発揮により、社内管理体制が整備されている等。
- ② 財務基盤が強化されている。
 - ・ 業績が堅調で十分な利益を確保し、内部留保が十分な場合等。
- ③ 適時適切な情報開示等がされている。
 - ・ 本決算の報告のほか試算表や資金繰り表等の適切な開示等がなされている。
- ④ 上記の内容について外部専門家による検証を受けていることが望ましい。

金融機関の対応

経営者保証を求めない場合

お客さまの経営状況について、内外からのガバナンスが十分働いており、上記の経営状況が将来に亘り維持されると見込まれる場合、経営者保証を求めない融資の可能性を検討します。

なお、内外からのガバナンスが十分ではないと判断される場合は、一定の金利の上乗せ等の代替的な融資を検討します。

経営者保証を求めることがやむを得ない場合

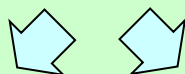
- ① 経営者保証の必要性、保証債務履行請求時の対応、経営者保証の変更、解除の可能性などを丁寧・具体的に説明します。
- ② 保証履行請求時には、一定の基準日における資産の範囲内や基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施します。

Q 既存の保証契約は見直しができますか？

お客さまの対応

- ① 法人個人の一体性の解消、財務基盤の強化、適時適切な情報開示等、経営改善や、金融機関との信頼関係の構築が求められます。
- ② 特に、事業承継時には以下のような状況が望まれます。
 - ◆ 前経営者が形式的にも実質的にも経営から退くこと
 - ◆ 前経営者が当該法人から、社会通念上適切な範囲を超える借入等を行っている場合には、これが返済されること
 - ◆ 法人の返済能力や担保が乏しく、前経営者の資産が担保として提供されていた場合には、後継者等から金融機関に対し、同等程度の保全が提供されること

金融機関の対応



経営者保証を求めない場合

- ・経営改善が図られたことにより、保証契約の解除等の申入れがあった場合には、改めて経営者保証の必要性や保証金額等を真摯に検討します。
- ・特に事業承継時には、経営者保証の必要性を改めて検討します。また、前経営者の保証契約の解除についても、適切に判断します。

経営者保証を求めることがやむを得ない場合

- ① 経営者保証の必要性、保証債務履行請求時の対応、経営者保証の変更、解除の可能性などを丁寧・具体的に説明します。
- ② 保証履行請求時には、一定の基準日における資産の範囲内や基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施します。

Q 保証債務の整理手続はどうすればいいですか？

お客さまの対応

以下の保証人の方が法人の債務整理手続と同時に経営者の保証債務の整理を求めることができます。

- ・ 法人が法的債務整理手続又は準則型私的整理手続(注)の申立てを同時に行うか、係属中若しくは終結していること
- ・ 金融機関において、法人の債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、経済的な合理性が期待されること
- ・ 保証人に破産法に定める免責不許可事由が生じていないこと

金融機関の対応



- ① 保証人の手元に残す資産(残存資産)の範囲
一定の経済合理性が認められる場合には、破産手続における自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討します。
- ② 保証債務の弁済計画
保証人が所有する資産(残存資産を除きます。)を処分・換価して弁済することのほか、価値相当額の分割弁済を行うことにより、自宅に住み続けられるようにするなど、資産を処分しないことを検討します。
- ③ 保証債務の免除
保証人による開示情報の正確性の表明保証等の要件充足を前提に、残存する保証債務の免除要請について誠実に対応します。

【信用情報機関への登録】

本ガイドラインにより保証債務の整理を行った場合、信用情報機関への登録は行いません。